

金融税制に関する論点整理

平成 1 3 年 7 月 6 日

金融税制に関する研究会

目 次

．はじめに

| | |
|------------------|---|
| 1．本研究会設置の背景とその目的 | 3 |
| 2．本研究会の位置付け | 3 |
| 3．委員構成 | 3 |
| 4．議事内容 | 5 |
| 5．開催状況 | 5 |

．論点整理

| | |
|--------------------------------|----|
| 1．総論 | |
| （1）総論 | 6 |
| （2）所得の分類 | 7 |
| （3）税率 | 11 |
| （4）課税方法 | 11 |
| 2．株式譲渡益課税 | |
| （1）課税のあり方 | 13 |
| （2）源泉分離課税 | 16 |
| （3）申告分離課税（譲渡損、税率等） | 18 |
| （4）譲渡所得の把握に関する問題点 | 19 |
| （5）株式持合い解消への対応 | 20 |
| 3．公社債利子課税 | |
| （1）内国法人の公社債利子に対する源泉徴収のあり方 | 22 |
| （2）非居住者の公社債利子、レポ取引に対する源泉徴収のあり方 | 24 |
| 4．株式配当課税 | |
| （1）二重課税 | 25 |
| （2）みなし配当課税 | 27 |
| 5．資産流動化・集団投資スキーム | |
| （1）課税方式の複雑さ | 28 |
| （2）支払配当の損金算入要件 | 29 |
| （3）不動産流通税 | 29 |
| （4）ファンド課税のあり方 | 30 |
| 6．金融新技術(タックス・シェルター) | 31 |

| | |
|---------------------------------|----|
| 7 . 企業税制 | |
| (1) 連結納税制度 | 33 |
| (2) 外形標準課税 | 34 |
| (3) 持株会社設立、会社分割に係る登録免許税 | 34 |
| (4) 海外子会社向け貸出への利子源泉税 | 35 |
| (5) 外国税額控除制度 | 35 |
| (6) タックス・ヘイブン税制 | 35 |
| (7) スtock・オプション税制 | 36 |
| (8) 確定拠出年金の従業員拠出非課税限度額等 | 37 |
| 8 . 税務執行体制 | |
| (1) 納税者番号制度 | 38 |
| (2) 事前照会制度の導入、ITの活用等 | 40 |
| . 別表 | 41 |

．はじめに

1．本研究会設置の背景とその目的

昨今の金融を取り巻く環境は、金融技術や情報通信技術の発達、金融・経済のグローバル化の進展など急激に変化している。この結果、業態間の垣根を越えた多様な金融商品・サービスが続々と開発されているほか、大量の資金がより利便性の高い金融・証券市場を目指して国境を越えて移動しており、今後もこの傾向はますます加速していくと考えられる。

こうした状況下、わが国の金融・証券市場を、活力があり、透明性、公正性、効率性に優れ、さらに利用者にとってより利便性の高い市場に育成することが、安定的で活力ある金融システムを構築するうえでの一つの課題となっている。

そのためには、金融・証券市場を支える制度やインフラを様々な角度から不断に見直していくことが重要であるが、その一環として金融税制についても、中長期的な見地からあるべき姿を改めて検討すべきであり、具体的には、公平・中立・簡素という租税の基本的原則との調和を図りつつ、わが国の金融・証券市場の特性、参加者のニーズに対応し、効率的で国際的競争力のある金融市場を育める金融税制はどのようなものかを検討していく場を設けるため、「金融税制に関する研究会」を発足させた。

2．本研究会の位置付け

本研究会は、総務企画局長主催の研究会であり、上述の目的に沿って、金融税制に関して広く外部の有識者と自由に意見交換、討議し、行政運営上の参考とするものである。なお、内閣総理大臣、金融庁長官、財務大臣の諮問に応じて金融制度全般に関して審議する金融審議会とは性格・目的が異なることから、金融審議会とは独立して開催している。

3．委員構成

中長期的な観点からみた金融税制上の課題に関して意見交換を行うという本研究会の目的に鑑み、内外の金融税制や金融実務に通暁した外部有識者（金融や税制等の学識経験者、金融実務家）および当庁職員で構成している。

金融税制に関する研究会メンバー一覧

(敬称略)

(委員)

| | |
|-------------|---|
| 大村 敬一 | 内閣府大臣官房審議官(前早稲田大学商学部教授) |
| 小畑 哲哉 | NTT 第四部門担当部長(税務担当) |
| 神田 秀樹 | 東京大学法学部教授 |
| 北原 正彦 | 三井海上火災保険 審査管理部 次長 |
| 関 行隆 | 中央三井信託銀行 業務部 主席調査役 |
| 種橋 潤治 | 三井住友銀行 財務企画部長 |
| 田邊 栄一 | 三菱商事 財務部長代行(13年3月まで) |
| 手島 恒明 | 日本生命保険 主計部 課長 |
| 中里 実 | 東京大学法学部教授 |
| 野間 治 | 三菱商事 財務部 総合資金室長兼為替資金室長 (13年4月より、田邊委員と交代) |
| ロバート・フェルドマン | モルガン・スタンレー・ディーン・ウィッター証券 マネージング・ディレクター兼チーフ・エコノミスト |
| キャシー 松井 | ゴールドマン・サックス証券会社 マネージング・ディレクター兼チーフ・ストラテジスト |
| 吉川 満 | 大和総研 制度調査室長 |
| 渡辺 努 | 一橋大学経済研究所助教授 |
| 乾 文男 | 金融庁総務企画局長 |
| 藤原 隆 | 同総務企画局審議官 |
| 渡辺 達郎 | 同総務企画局審議官 |
| 三國谷勝範 | 同総務企画局(取引所監理官) |
| 鈴木 正規 | 同総務企画局政策課長 |

(オブザーバー)

| | |
|-------|-----------------------------|
| 総務企画局 | 国際課長、企画課長、市場課長、企業開示参事官、信用課長 |
| 監督局 | 総務課長 |

4．議事内容

活発な意見交換を促すため、本研究会は非公開としている。意見交換等の内容については、研究会開催後、議事要旨としてホームページ上で逐次公表しており、今回は、これまでに行われた議論について総括すべく、論点別に意見を整理した。

5．開催状況

| | 開催日 | 議 題 |
|-----|-----------|---|
| 第1回 | 12年10月10日 | 各委員による問題意識の発表(その1) (中長期的な観点からみた金融税制上の課題) |
| 第2回 | 11月6日 | 各委員による問題意識の発表(その2) (同上) |
| 第3回 | 13年1月22日 | 金融税制のあり方(総論) |
| 第4回 | 2月20日 | 金融商品への課税のあり方(その1) ・株式譲渡益課税 |
| 第5回 | 3月14日 | 金融商品への課税のあり方(その2) ・公社債利子課税 ・株式配当課税 |
| 第6回 | 4月20日 | 金融の新潮流への対応 ・資産流動化・集団投資スキーム ・金融新技術 |
| 第7回 | 5月22日 | 金融の国際化への対応 ・金融に関連する企業税制 ・税務執行体制 |
| 第8回 | 6月22日 | 総括 |

・論点整理

1. 総論

総論として、金融に関する税制を、金融市場の育成、国際的整合性、企業競争力の強化等の観点から検討する必要があるとの指摘があったほか、簡素化にも十分配慮すべきとの意見等が示された。

所得分類については、各種金融商品からの所得を包括した「金融所得」の新設を提案する意見が多くみられた。一方で、その他所得も含めた総合課税が妥当との見方も示された。税率については、「金融所得」を新設するならば一定税率、総合課税ならば累進税率が妥当との意見があった。

課税方法については、源泉徴収の廃止に賛否両論が示された。

(1) 総論

[税制の目的、あるべき姿についての意見]

国として、如何なる目的の下に（例えば 1,300 兆円の家計貯蓄の直接金融市場への誘導など）税制を見直すのかを改めて考える必要がある。目的が違うからこそ、どの国をみても課税制度は異なっている。

全体的に税負担を軽減する方向の意見が多かったのだが、租税確保の観点から言えば、逆に増税になる部分もでてくるのではないか。

[金融市場育成の観点からの意見]

海外市場や他の金融商品と不整合な金融課税は、市場の流動性を奪い、価格発見機能を低下させる。課税次第で市場が育成されるか否かが大きく左右される。また、証券発行市場を育成するためには流通市場の活性化が不可欠であり、その流通市場は課税に感応的である。このため、経済・市場環境によって、課税も弾力的に適応していく必要があるのではないか。

[国際的整合性や企業競争力強化・生産性向上等の観点からの意見]

金融を巡る環境が大きく変化する中、金融税制についても、国際的整合性や企業競争力強化等の視点を持つとともに、税務リスクを回避できる安定性や、外部環境の変化に対応可能な柔軟性のある税制とすることが重要である。

日本において高齢化が深刻化することを考えると、金融税制を含めた抜本的な税制改革が必要である。労働参加率が低下する中で生活水準を守るためには、税制の役割を所得の再配分から生産要素の供給力及び生産性の向上に寄与するよう再設計すべきではないか。

[税の中立性、簡素化等の観点からの意見]

税の公平性・中立性・透明性の観点から、課税上の例外的措置を可能な限り限定すべきである。例えば、老人マル優など、老人を一律弱者とみなすのは実態にそぐわないのではないか。

金融税制を論ずる上で基本的に必要なのは「税制の中立性」であり、投資家の資金移動が税制そのものに左右されてはならない。

税制度のディストーション（歪み）が問題である。資金の必要な企業に必要な資金が流れるような枠組みにすることが重要である。

公正、中立、簡素という租税原則のうち簡素化のウエートを上げ、徴税コストを低減すべき。また、有価証券、不動産への投資を阻害する要因には税制とそれ以外の要因があるため、しっかり分けて整理する必要がある。

所得税を中心とする場合、納税者番号制度の整備等がなければ、簡素化にも限度があるのではないか。

金融商品に対する課税が複雑なので、国民全体がそれを理解できる仕組み、例えば中学生でも常識的に判るように義務教育に盛り込むことなどが必要ではないか。

(2) 所得の分類

[金融所得とその他所得との分離を妥当とする意見]

効率性の観点からみた場合、資本所得に対する課税と賃金所得に対する課税とは個人の行動に与える影響が異なり、ひいては経済全体に与える影響も異なるので、資本所得と賃金所得は合算して総合課税すべきではない。例えば、賃金所得課税に伴う超過負担が極端に小さければ、資本所得税を廃止してもよい（逆のケースもあり得る）。

日本の金融税制において、その基本となる理念が全く存在しないため、税の作り直しが必要である。所得分類毎に異なる課税を行なう従来の考え方を変更し、「金融所得」とでも呼ぶべき類型を新設し、横断的に課税を行ってはどうか。原資産の分類に応じた課税を廃止し、仕組みの経済実体に応じた課税に作りかえるべきと考えられる。

具体的には、現在の利子所得への源泉分離所得課税（および金融類似商品課税）は若干整理した上で、「預貯金類似商品課税」として維持する。リスクを伴う金融商品については、現行税制では整理がついていないが、少なくとも預貯金とリスクを伴う金融商品は区別することが必要ではないか。ただし、金融税制が税制全般を覆すことは適切ではなく、現在の税制全体の基本を抜本的に変更することまで検討する必要はないと考えられる。

公平性の観点から、金融所得と勤労所得の総合課税が望ましいとの原則論が強く見られるが、両者の性格は大きく異なるため、総合課税化はむしろ不公平税制となる可能性がある。金融所得は、勤労所得と分離して、別枠で包括的に課税することが望ましい。その際、譲渡益と譲渡損の両面で配慮が必要であり、特にキャピタルロス是一定限度を設けて繰越し可能とするべきである。なお、公平性の観点からは、複数税率にすることも考えられる。

個人の所得分類は現在、基本的に原資産に応じた税制を適用しているが、恣意的な分類となって適切でない場合もあり得るため、「金融所得」として括り直すなど方向感を持って骨格から作り直していく必要があるのではないか。

一貫性のある（consistent）税体系を考えることが重要である。政治的圧力等で朝令暮改するのではなく、日本版 Big Bang の考え方に則り、政策上の重点課題を絞って修正するべき。キャピタル・マーケット育成のため、金融所得をその他勤労所得への課税と分離して機動的に見直す方が現実的ではないか。

金融商品への課税は、納税者の分かり易さを優先して、各種金融商品を包括した金融所得課税に変更してはどうか。勤労所得まで含めて総合課税化すると、

累進税率が適用されるほか、申告負担が重くなるという難点がある。まずは金融所得へのシンプルな課税方式を導入し、総合課税化へのワンステップとしてはどうか。

勤労所得と金融所得の中間的な所得も存在するため、最終的には総合課税に収斂せざるをえないとしても、総合課税が本当に公平な税制なのか疑問も残る。例えば、キャピタル・ロスと勤労所得がネットィング可能となると、結果的に勤労所得にかかる税負担が圧縮されることとなる。むしろ、キャピタル・ゲインとキャピタル・ロスだけが相殺されるよう、勤労所得と金融所得とは分離すべきと考えられる。

リスク資産への資金誘導に税制を利用することには反対。我が国は高齢者層に金融資産が偏在し、構造的に資金がリスク資産へ流れにくい状況にあるほか、確定拠出年金の拡大にも時間を要することを考えれば、金融所得への実質増税となる総合課税化より、金融所得への包括課税化が適切ではないか。

総合課税化は、金融商品にとって実質的な課税強化となり、資金逃避の可能性を勘案すれば行なうべきではない。

[金融所得として分離した場合の課税方法に関する意見]

具体的なイメージとしては、金融所得の対象は、会計原則等で使用されている金融商品とし、原則申告課税とする（申告事務を軽減するため、預貯金の源泉徴収制度は維持）。リスク資産と非リスク資産の峻別は難しいので、利子、配当、譲渡益等に対して一律一定率の課税を行なう。なお、リスク資産に対する税率軽減は行なわないが、株式の長期保有については優遇税制を講ずる。

預貯金、株式など各主体が選択するポートフォリオ構成要素が課税上異なる扱いを受けるのは、最適選択を歪ませるため、金融所得は原則合算するのが望ましい。

リスク選好を高め、資本の供給を促すには、金融所得を確定受取り（債券や預金の利子など）と未確定受取り（配当などリスク報酬的なもの）とに分類し、前者を所得とする一方、後者を無税化してはどうか（これに対し、実際には、確定受取りと未確定受取りの所得分類は困難ではないか。例えば、配当は事実上確定受取りとなっているのではないか）との指摘あり。

従来、金融商品は、リスクを伴うものであっても、預貯金に合わせた商品設計

がなされてきた。しかしながら、日本版 Big Bang により、「金融商品の中心はリスクを伴う商品」というパラダイム・シフトが起きた。金融税制についても、リスクを伴う金融商品からの所得に対する総合課税（ポイントは損益通算を認めること）を本則とし、特則として預貯金類似商品への源泉分離課税を設けるような抜本的な見直しを行なうべきではないか。

そもそも、預金、株式、投信など各種の金融資産に対して資金が如何に流れるかは、本来リスクとリターンの関係あるいは価格メカニズムの中で決定されるものであり、税制上の優劣をつけるべきではないのではないかとはいえない。

[金融所得とその他の所得の総合課税が妥当とする意見]

総合課税を基本とし、必要に応じて政策的な優遇税制を措置してはどうか。申告納税も工夫次第で簡便な方法にすることは可能と考えられる。

現状も総合課税をベースに、利子所得や配当所得の性格に照らして源泉分離制度などを租税特別措置法で特例として設けており、改めて金融所得を一括りにすることの有用性には少々疑問を感じる。むしろ、現行の租税特別措置法や優遇税制について、税率や新商品の位置づけの整合性を検討することが妥当ではないか。

個人所得課税は、所得の大きさに担税力を見出して課税している以上、金融所得、勤労所得、事業所得など稼得の方法は問わず、年間の所得の大きさに着目して、総合課税とすることが適当ではないか。法人ではキャピタル・ロスを実現した場合に損失を計上していることからすれば、個人がキャピタル・ロスの実現時期を多少ずらしてもやむをえないのではないかとはいえない。

労働力の供給を促すには、金融所得を含む所得全体への税率を可能な限り引き下げることが必要である。労働所得と金融所得を一律総合課税し、フラット・タックス化してはどうか。

総合課税制度の導入を展望した場合、預貯金利子も（少額の利子所得者は別として）その対象とすべきではないか。

預貯金利子を含め全ての金融商品を総合課税または二元的所得課税（金融商品への課税を他所得から分離して課税）とし、確定申告すべきではないか。

[金融所得と不動産所得の横断的な課税についての意見]

経済のストック化や資産間での流動性向上に鑑み、資金運用ポートフォリオの対象である金融資産と不動産の横断的な税体系のあり方を考えてはどうか。

金融商品は定義の境界が薄れてきているので、例えば、不動産への直接投資も金融商品の範疇に含めるべきとの意見があるが、不動産証券化商品の保有と、サービス業務等も含めた事業としての不動産投資とは異なるので、一緒にして議論すべきではない。

[金融所得とその他の所得の区別に関する意見]

勤労所得と金融所得、あるいは勤労所得と資産性所得の区分は難しい問題である。例えば、ストック・オプションは勤労所得と金融所得の何れに区別するかなど、所得分類の境目が曖昧になってきている。

(3) 税率

包括的な金融所得課税を導入する場合には、会計上定義されている金融商品を対象として一定税率を適用してはどうか。ただし、企業が資本不足でリスクをとれない結果、株式の持ち合い解消が進んでいる現状に鑑みると、リスク資産への投資に対しては、長期保有株式への優遇税制などを講じてもよいと考えられる。

税率は、総合課税であれば累進税率を適用し、二元的所得課税であれば利子等も含めて例えば米国の税制のように20%程度に抑えるべきではないか。なお、株式は長期保有する場合、軽減税率を適用すべきではないか。

課税における超過負担を最小限にするには、各財の需要の価格弾力性に応じて税率を変える（具体的には、需要の価格弾力性が小さい財には重く、弾力性が大きい財には軽く課税する）ことが望ましいと考えられる（最適課税に関するRamseyルール）。従って、様々な金融商品のリターンに対する課税は非中立的であるべきという結論となるが、問題はどの程度の非中立性が望ましいかということである。

(4) 課税方法

[源泉徴収の廃止に賛成する意見]

投資促進の観点から、国際的にも少数派となっている配当・利子収入への源泉課税を廃止すべきではないか。

源泉徴収制度をなくすことで金融機関等のコスト削減が出来れば、不良債権を処理する余地も生まれるのではないか。

[源泉徴収の廃止に慎重な意見]

原則申告納税とすべきであるが、金融機関等における実務上の煩雑さを考えると、源泉徴収制度も一部維持することが妥当。

金融商品に関する従来の所得課税は、商品毎、所得分類毎にバラバラである。また、土地税制、株式税制は、その時点での政治状況を映じて決定されており、方向感も理屈も全くない。また、金融技術革新の結果、キャッシュフローの変換による商品や所得分類の変更が容易になっている。この結果、所得の捕捉、税の執行が困難化しており、唯一それなりに横断的に対応しているのが、源泉分離所得課税ではないか。

金融機関においては、源泉徴収事務はコンピュータ・システムに組み込まれており、源泉徴収を廃止したとしてもリストラの促進が期待できる訳ではない。一方、源泉徴収が廃止されて総合課税となると、例えば納税者番号制度が導入された場合、事務・システム面でのコスト負担はかなり大きくなると考えられる。

[申告納税、源泉分離に中立的な意見]

金融商品については、納税者番号制度を導入のうえ確定申告を義務づけるか、全ての金融商品について源泉分離の可能性を残すか、いずれかの方式を選択するのが妥当ではないか。

2. 株式譲渡益課税

株式譲渡益課税のあり方については、リスク資産としての性格や個人投資家重視等の観点から、税率、損益通算、長期保有優遇などの面で配慮すべきとの意見が多く示された。一方で、むしろ、企業の収益性向上や証券会社の個人投資家育成に向けた取組みの重要性を指摘する意見も聞かれた。また、他の金融商品や諸外国との比較でバランスをとるべきとの指摘もみられた。

現行の源泉分離課税については、簡易な納税の仕組みとして必要との声がある一方、これまでの経緯やみなし譲渡益等の問題に鑑み、今後、申告分離課税に一本化することが妥当との意見もあった。その際には、申告課税の工夫、優遇等により、スムーズな移行を図るべきとの見解が示された。

申告分離課税については、譲渡損の繰越し、税率軽減をすべきとの意見のほか、譲渡所得の把握に関して工夫が必要との意見が聞かれた。

なお、持合い株式解消については、これを促進するような税制上の対応に積極的な意見と、多面的な検討が必要とする消極的な意見が拮抗した。

(1) 課税のあり方

[リスク資産の性格・個人投資家重視等の観点から配慮すべきとの意見]

リスク・キャピタルに不利がないような、あるいはインセンティブを与える税制が必要である。

米国での株式保有拡大の成功理由は、投信革命、税制面からの恩恵、インフレ抑制の3つと報告されている。投信改革も実現しデフレ懸念脱却が課題の日本にとっては、残る税制面からの恩恵という点を見習うべきではないか。

日本では、個人の安全資産比率が戦前でも4割、現在は6割程度と高い。一方、米国では、過去高くても2割であり、現在は15~16%に過ぎない。資金を最適配分するには、キャピタルゲインは非課税とすべきではないか。

株式譲渡益課税について、制度面から国際比較をすると、諸外国では税率、他所得との損益通算、譲渡損失の繰越し、長期保有の優遇制度、個人の小額株式

投資への優遇制度等が手当てされており（詳細は、別表1参照）、わが国でも積極的に導入を検討すべきではないか。

個人の株式投資は、投資信託を經由する場合もある。諸外国においては、個人の投資信託への投資についても、株式同様の優遇制度はあるのか。あるとすれば、わが国においても措置する必要はないか。

株式市場の民主化の観点から、民間企業が創造する国富を大多数の国民が享受するメカニズムを強化し、かつネガティブにみられがちな株式投資の位置付けを再認識するため、株式の長期保有に対する優遇税制をインセンティブとして導入してはどうか。

高齢化の進行に鑑みれば、現状以上にリスクキャピタルが供給されやすい環境を整えるべく、家計がリスクを負担し易い仕組みを作る必要がある。例えば、エンジェル税制（スモールビジネス支援）について、米国では長期保有株式の譲渡益の50%が非課税であるほか、譲渡損は5万ドルまでの損金算入が可能である。また、短期保有であっても、60日以内に他のベンチャー株を購入した場合には課税の繰延べが可能である。

個人金融資産に占める株式の比率を諸外国（米英独仏）と比較すると、ここ数年諸外国では株式比率が上昇しているのに対し、わが国だけが低下傾向にある。企業、金融機関の持合い解消で市場に放出される株式が増加している状況下、個人株式投資家を育成するような政策が必要である。

現在は、直接金融市場へのパイプを太くしておくことが必要であり、個人投資家その他の長期保有主体が育成されるよう、税制についても政策手段の一つとして、何らかの手当てを考える必要があるのではないか。

時価会計の導入などを受け、機関投資家や銀行は株式を売却せざるを得ない状況にあり、その受け皿となる安定した株主として個人投資家を呼び込まないとわが国株式市場ひいては経済全体がひっくり返りかねないとの強い危機感を持っている。個人投資家については、せめて諸外国並みの優遇措置を導入すべきではないか。

今後、高齢化社会を迎える中で、リスクキャピタルを誘い出すためには、株式譲渡益は全て非課税にすべき。

リスク資産の非課税化も一案だが、経済成長にあわせ税収が増える途は残して

おきたい。資金配分に対する税制の限界的な効用は検証困難であるが、企業の収益性向上策や金融商品の多様化、金融関連人材の拡充といった他の施策とともに税制も駆使すべきではないか。

[必ずしも配慮は必要ではないとの意見]

個人株主が売越しになる場合も当然考えられるので、個人投資家だけを重視する施策は必要ないのではないか。

株式譲渡益に係る源泉分離課税の廃止が個人投資家の市場離れを引き起こすとの指摘があるが、それは経過的な現象であり、株式保有の間接化に伴って趨勢的にみられることである。個人投資家が株価を支えているという証左はない。そもそも、これまで、証券業界が個人投資家の市場離れ対策に本格的に取り組んできたとは思えない。

リスクキャピタルについて、低所得者の参加が少なく、高所得者の参加が多いと言われるが、一方で、株式累積投資制度、ミニ株等により投資をする人が増加しており、投資者の裾野は拡大している。

株価を押し上げることを目的とする税制は無理がある。直接金融へ個人投資家が流れない背景は、証券会社の販売姿勢への不信感などもあるのではないかと。

現在の株価低迷の背景には、税制上の問題よりもむしろ企業の資本利益率の低下があるのではないかと。

危険資産のリターンに対する課税引上げは、収益への期待値を引下げると同時に分散も小さくする効果があるため、後者の効果が十分に大きければ危険資産への投資が増加すると考えられる。なお、実証研究では、税率引上げが投資の増減にどのように影響するのかについて明確な結論は得られていない。

キャピタルゲインを非課税にするという議論は、キャピタルゲイン自体をどのように位置づけるかという問題に立ち戻って論じられるべきである。

[他の金融商品や諸外国との比較でバランスをとるべきとの意見]

株式キャピタルゲイン課税について、税負担、必要経費となる取得価額の計算、確定申告の手間等を考えると、他金融商品に比べ不利である。また、税負担が他の先進諸国に比べて重くならないよう検討することも必要である。

現状、株式市場においては、法人・外国人は売越しであり、個人投資家も動きが鈍い。個人金融資産をリスクキャピタルへ向かわせるためには、税負担を現状あるいは他金融商品と比べて重くならないよう配慮すべきではないか。

将来、申告分離に移行するとしても、他の金融商品との選択の観点からは問題が残る。株式譲渡益だけに申告を求めるのではなく、他の金融商品への課税方法との平仄も考慮する必要があるのではないか。

キャピタルロスの繰延べや給与所得との相殺などを考えると、米国の方が株式譲渡益の税負担は軽いのではないか。

[中立的、その他の意見]

リスク・インベストメントが進展しないという現実の歪みに対し、市場の解決に任せるか、リスク資産に対する課税軽減という社会的コストを負担することにより、ファイナンスがしやすいキャピタル・マーケットを育てるか、ビジョンを持って選択する必要がある。

株式譲渡益は総合課税か少なくとも高率の申告分離課税が望ましいと考えられている背景には、株式流通市場が富裕層による投機的行為（博打的性格）の場との認識があると思われるが、流通市場を機能させるためには投機的行為が不可欠である。そもそも、富裕層は、相対的に危険回避逡増であり、リスク資産の絶対額は大きいもののその構成比は低下するとされている。一般個人が預貯金を主に保有し、富裕層が主に株式を保有するという典型化は誤りである。

(2) 源泉分離課税

[簡易な納税の仕組みとして必要との意見]

株式だけ申告納税とすると、源泉分離で簡易な納税が可能な他の金融商品に比べて不利となるのではないか。

利子等に源泉分離が適用されているので、金融商品への課税の中立性の観点から、株式等譲渡益課税についても源泉分離選択課税を維持すべきではないか。

[現行の源泉分離課税は問題・申告一本化すべきとの意見]

株式譲渡益の 20%源泉分離課税が結果的に富裕層を優遇しているとの指摘は正当であり、源泉分離課税を廃止することは基本的に問題はない。一方、株式投資と預貯金ではリスク負担に違いがあるのに、金利所得のみ源泉分離を維持することは直接金融拡大の動きに逆行するとも考えられる。従って、源泉分離を一部で廃止するよりも、金融所得に包括的な税制を導入することが望ましい。

申告一本化は有価証券取引税廃止との見合いで決着した話である。常識を超えるような不景気なので 2 年間延長したが、その後は予定通りに進めるのが本筋ではないか。株価下降局面で、直接金融から間接金融に資金シフトするのは健全なマーケットの動きであり、資金を無理に直接金融に引き戻そうとするのは問題ではないか。

税執行上のインフラ整備状況等を踏まえると、税制により可能なことには限界がある。現行税制に問題があるのは事実であるが、それを解消していくためにも、申告分離に一本化するのが妥当な選択ではないか。

わが国においては、源泉徴収制度が網羅的に整備されており、効率的な徴税に寄与している。一方で、例えば株式キャピタルゲインは利益が上がるか損失を被るかが事後的にしか判らないため、事前徴収の源泉徴収には基本的に馴染まない。結局、リスクに応じた公平な税制を構築するとの観点にたてば、株式キャピタルゲインについては、損失の繰り越しという事後的な調整を行い、経済的な公平性を実質的に担保することが妥当なのではないか。

源泉分離において、みなし譲渡益課税を使用することに問題があるのではないか。

[申告課税の工夫や優遇等により、申告課税へのスムーズな移行を進めるべきとの意見]

入口段階では源泉徴収を義務付け（少額投資家についてはそれで納税終了とする）一定額以上の所得を得た投資家のみ事後的に申告調整をさせれば、租税回避もなく、少額投資家も申告の煩わしさを回避できるのではないか。

税を一度徴収して後日還付するのは、税当局の事務負担が大きいのではないか。

申告分離課税に優遇税制を適用して申告移行のインセンティブとし、申告がか

なり浸透した段階で申告一本化した方がスムーズにはではないか。

2年間とは言え、申告課税と源泉分離課税を現状のまま留め置くのはどうか。一定額以上については申告課税とし、小額投資家については、証券会社を複数利用していないとするなら、売買差益に対する源泉徴収を認めてはどうか。

申告の場合、譲渡損失の繰越を認めるほか、損益通算を株式以外の所得とも可能としてインセンティブを付与する一方、一旦申告分離を選択したら源泉分離には戻れない扱いとすることにより、最終的には申告一本化を図ってはどうか。

株式譲渡益課税への選択制導入にあたり、その簡便さ等から源泉分離課税が支配的になることは当初から予想されていたはずである。源泉分離課税が浸透しているなかで申告分離課税にシフトするに際して、市場に周知・理解させるべく、経過措置と経過期間を延長することが望ましい。

[その他の意見]

株式への源泉分離課税が富裕層に対して優遇になっていたか否かは、未だ実証はされていない。

2年間の源泉分離選択制延長の間は過渡期であり、税制を途中で変更するメリットは殆どない。例えば、源泉分離のみなし譲渡益率(5.25%)を見直すのは混乱を生じさせるだけであり、採るべきではない。

株式譲渡益課税に関し、海外投資家は、「源泉分離を選択すれば実質1.05%と、諸外国に比べて既にかなり低い水準。税制改正によって今後更に2年間継続されることになったが、株式投資を活性化する効果は疑問」とみている。

課税の諸問題を全て解決しようとする、結局納税者番号制度に行き着くが、その実現が明確ではない段階では、源泉分離と申告分離を並列的に使用し、その適用も取引額で決めるなど、ある程度の割り切りが必要になるのではないか。

(3) 申告分離課税(譲渡損、税率等)

[譲渡損の繰越し・税率を軽減すべきとの意見]

個人投資家が申告分離よりも源泉分離を選択する傾向にあるのは、損得の問題

というより、むしろ申告の手間が煩わしいためと考えられる。また、申告分離を選択しても、損益通算や譲渡損失の繰越が認められず、メリットが小さい点も影響しているのではないか。

現状、源泉分離が申告分離に比べて手続面等で有利となっている。申告分離に、譲渡損失の繰越及び長期保有に対する優遇措置などを与えるべきではないか。

申告分離を選択した場合には、諸外国と同様、譲渡損失の繰越を認めることが妥当ではないか。

譲渡損失の繰越しや長期保有の場合の軽減税率など、諸外国の税制に匹敵するような株式譲渡益課税を導入し、個人投資家を、法人の持合い解消の受け皿としないと株式市場がもたないのではないか。

小額投資への非課税制度を導入すれば、かなりの個人投資家が申告の手間がなくなるのではないか。手間を理由に税制を歪めることは問題であるが、小口投資家優遇という政策目的にも適っており、検討の価値はあるのではないか。

長期保有の場合に優遇するよりは、税率そのものを軽減して対応すべきではないか。

株式譲渡益に関しては、損失繰延べ制度の導入など前倒しで見直すべきではないか。

[簡易な申告の仕組みの必要性を指摘する意見]

申告課税の導入に当たっては、株式市場に与える影響をミニマイズするためにも、ITを駆使した簡易な仕組みを構築すべきである。また、国民全員が申告納税を行なうという方向感を得たうえで、実施に向け教育を施すことも必要である。

(4) 譲渡所得の把握に関する問題点

総合課税には、納税者番号制度等の導入が必要である。技術的には、基礎年金番号等を利用すれば可能ではないか。株式譲渡所得を把握する手法（売買履歴の把握方法）の確立なしに、株式キャピタルゲイン課税について総合課税か源泉分離課税かの議論はできないのではないか。

株式売却時の所得が捕捉されて初めて、預貯金との公平性が議論の俎上に載るのではないかと。所得の捕捉には、個人投資家は全て証券保管振替機構を利用するか、各証券会社のシステムで小口投資家を名寄せするような体制を構築できないか。

譲渡損失の繰越について、繰越は無期限に認めてよいと考えるが、そもそもの損失額の把握を税当局は可能か。毎年確定申告しているならば認めてもよいと考えるか。損失の把握が難しい場合、把握するためにはどのようなシステム、体制を整えればよいか。

(5) 株式持合い解消への対応

[持合い株式解消に対する税制上の対応に積極的な意見]

持合い解消株式を全て個人にはめ込むことは難しいし、すべきでもない。しかし、一定の後押しをする政策上の必要性はあるかもしれないので、どこまでなすべきかを明らかにすべきである。

ドイツでは、法人、金融機関等が1年以上保有した株式の譲渡益課税を撤廃した。その背景には、ユーロ圏内における厳しい企業間競争の中で、持合いが根強いドイツ企業では大型M&Aによる再編が進まなかったため、これを促進するために行なったという事情がある。

法人の持合い株式の譲渡益課税について、最近のドイツの例にならい非課税としてはどうか。株式持合いの解消は、短期的には株式の需給を悪化させるものの、リストラやM&Aの促進、企業統治の改善、ROA・ROEの上昇等をもたらす、結果的に株式市場の回復に繋がると考えられる。

株式持合い解消は企業間の取引関係全体の中で対処されており、法人への株式譲渡益非課税化が持合い解消をどの程度加速させるかは予想困難である。ただし、ラディカルな手法は市場へのメッセージ性が高いのは確かである。

直接金融市場が過小であることが根本的な問題なので、本研究会の場では、持ち合い解消を促す税制、あるいは間接金融市場に資金が偏在する理由などについて議論してはどうか。

[持ち合い株式解消に対する税制上の対応に消極的な意見]

株式持ち合い解消による株価下落は、需給面からいえば当然の動きである。個人投資家へのインセンティブというが、下手をすると個人に損を転化するという議論にも聞こえかねない。税制だけで株式市場の問題を全て解決するのは難しいのではないかと。むしろ、株価に焦点を当てるのであれば、自社株償却など資本効率を高めるような施策に対し、税制を利用すべきではないかと。

日本における株式持ち合いは、税制が支障になっているというよりもむしろ、他の複雑な経緯によるものと考えられ、解消はなかなか難しいのではないかと。

コーポレート・ガバナンス等の観点から持ち合い解消を促すような税制が必要と考えられる一方、持ち合い解消が進むと、過半数出席という株主総会の設立要件を満たせず、総会が開催できなくなる懸念がある（個人株主等からの投票用紙の回収率は3割程度と言われている）などの問題点もあり、株式持ち合いのあり方については、多面的な検討が必要である。

3. 公社債利子課税

公社債利子課税のうち、内国法人の公社債利子に対する源泉徴収については、公社債市場を分断している課税玉問題を是正し、流動性の高い市場を育成するために、源泉徴収を廃止すべきとの意見が多かった。

また、非居住者の公社債利子・レポ取引に対する源泉徴収については、外国人投資家の市場参入余地を拡大するため、源泉徴収を廃止すべきとの意見がみられた。

(1) 内国法人の公社債利子に対する源泉徴収のあり方

[課税玉問題に関する意見]

課税法人(金融機関等を除く内国法人)には、受取公社債利子に20%の源泉徴収が課されるが、利子計算期間の途中で売却する場合税額控除による調整ができないため、収益が実質的に2割目減りする。また、非課税法人(金融機関等)も、課税法人の保有玉(課税玉)を購入した場合、利払い時に源泉徴収されるため、市場での課税玉の取得を敬遠している。この結果、課税法人と非課税法人の間でマーケットが分断されている。そのため、租税回避措置を手当てした上で、課税法人(金融機関等を除く内国法人)への源泉徴収を撤廃してはどうか。

公社債利子に対する源泉徴収は、中途売却に伴う税制上の不利益取扱、課税玉・非課税玉によるマーケットの歪み等を生み、市場参加者の拡大やマーケットの効率化を阻害している。諸外国の状況と比較しても、源泉徴収は撤廃しても良いのではないか。

スピーディーな資源配分のためには、人、物、金の流動性が必要である。資金は、リスク・リターンの明確化、ベンチマークの確立によって流れるべきところに流れると考えられる。例えば、事業法人に対する公社債利子源泉徴収を免除すれば、課税玉問題の解消に伴って社債の流動性が増し、ひいては低格付社債等の発行市場も活発化するのではないか。

公社債市場に事業法人や外国法人など様々な見方を持つ参加者が新規参入す

ると、市場全体の厚みが増し、公社債市場全体が安定感のあるものになるのではないか。

公社債市場について、金融機関等と内国法人で分断されているとのことであるが、個人との関係ではどうか。個人は、公社債の保有・流通量が少ないので、問題はあまりないという判断か。

個人保有の国債も課税玉扱いであるため、これを金融機関が買い取る際には、内国法人の場合と同様の問題が生じている。もっとも、ロットが非常に小さい一方で、利子の源泉徴収の還付手続等の事務が煩雑であるため、最終的には、買い取った金融機関はこれを証券会社に売却して処理している。マーケットの活性化の観点からは、内国法人の問題解決がより重要と考えられる。

簡保等の非課税法人は、課税玉を保有しても源泉徴収が行われないため、最終的な取得者となるケースが多い。典型的なアービトラージ取引となっている。

市場育成の観点から、非課税法人の対象を、指定金融機関にならって指定法人という枠に拡大し、市場に参加する可能性のある、あるいは参加したいと考えている事業法人を追加してはどうか。

指定法人制とした場合、法人の線引きを如何に行なうかが難しいという指摘があるが、それならば、むしろ線引きはせず、全法人について公社債利子の源泉徴収を撤廃すれば、市場がより活性化するのではないか。

金融市場を間接金融から直接金融中心へシフトさせたいのであれば、事業法人も、金融機関と対等に取引できる環境を整える必要があるのではないか。

事業法人にも、公社債市場における資金運用のニーズはある。もっとも、企業によって財務運営の姿勢は異なり、バランス・シートをスリム化し、手元には決済資金だけを保有する先もあれば、潤沢に余資を持って金融機関と変わらないような運用をしている先もある。また、時価会計導入に伴い、価格変動リスクをどれだけ取れるかという問題が新たに出てきた一方で、現下の経済情勢の下では設備投資を抑制しているため、長期運用が可能となっている側面もあり、企業によって資産運用スタンスは区々である。

[その他の意見]

個人資産の6～7割が預貯金に集中している現状を踏まえれば、国債の保有者

に占める金融機関の比率が高いのは当然のことである。諸外国と比べて異常なのは、預貯金への資金集中である。

(2) 非居住者の公社債利子、レポ取引に対する源泉徴収のあり方

非居住者に対する公社債利子の源泉徴収について、一括登録国債については、グローバル・カストディアンを経由した場合も非課税対象となされた(13年度税制改正)。ただし、その他の公社債については未だ手当てがなされておらず、租税回避措置を手当てした上で、一括登録国債と同様の措置を講じてはどうか。

非居住者に対する源泉徴収の撤廃は、外国人投資家の公社債市場への参入余地を拡大する契機になるか否か。

外国人投資家の立場からすると、低金利下でもあり、現時点では債券運用は旨みに乏しく保有額をあまり増やしたくないのが本音である。なお、外国人投資家は、昨年日本国債を買越しているが、課税問題(グローバル・カストディアン問題)が解決されるという前提で購入しており、速やかに実行することが重要である。

外国人が日本国債を購入するか否かは、やはり利回りの影響が最も大きい。昨年買い越しの原因も、ドル・ベースでみた運用利回りが相対的に低くなかったからである。

レポ取引市場では、非居住者への15%源泉徴収が、非居住者にとって実質的な参入障壁の1つとなっており、源泉徴収を廃止すべきではないか。

4 . 株式配当課税

株式配当については、法人、個人ともに二重課税の調整や負債利子控除制度の見直しに積極的な意見が出された一方、海外事例等を踏まえ、二重課税調整の効果などにつき、より議論を深める必要があるとする意見も示された。

みなし配当課税については、13年度税制改正に伴って問題は限定的になったとの見方が示された。

(1) 二重課税

[二重課税の調整に積極的な意見]

株式配当について、特に法人に対しては二重課税を完全に排除すべきではないか。

法人への二重課税問題について、現在、持株割合 25%未満に係る受取配当金は、負債利子控除した後、80%が益金不算入という扱いであるが、長期・安定的に株式を保有するインセンティブを高める観点から 100%益金不算入とすべきではないか。

株式持ち合いの結果、法人間の配当二重課税が大きくなり、配当を低く抑えるという企業ファイナンスの歪みが生じたのではないか。反対に言えば、持ち合いが解消され企業のファイナンス形態が変化すると、配当が高くなり、二重課税の解消がより重要となってくるのではないか。根本的な問題は、株式持ち合いなど企業ファイナンスのあり方と考えられる。

今後、社会全体の成長が鈍化する中、成長力の高い企業は、従来どおり配当を抑制して内部留保を元に再生産すればいいが、成長力に乏しい成熟した企業はむしろ株主にキャッシュ（配当）で利益を還元することを迫られるのではないか。その場合、二重課税問題については、何らかの対応が必要となってくるのではないか。

配当の二重課税の排除が必要である。また、負債利子控除について、持株会社等からの借入金利子が特定利子に含まれないため、控除負債利子額が大きくな

る場合があり、問題ではないか。

グループ会社が持株会社から長期借入れを行なっても、特定利子に算入できない規定となっている。今後、連結納税制度で手当てできるかが不透明であり、問題が残るおそれがある。

借入金で株式を取得している場合、借入れ法人については負債利子が損金算入される一方、貸出し法人では貸出利息が益金算入されることにより、マクロ的にみれば借入金の損金、益金はゼロサムとなっていると考えられ、結果的に、負債利子控除制度における利子控除部分が二重課税になっているのではないか。

個人の二重課税排除措置が十分でない。改善策としては、例えば、80%所得控除（法人と同様） 50%所得控除（ドイツで本年導入） 個人と法人の最高税率の差の10%を分離課税にして課税関係を終了させる、などが考えられる。インピュテーション方式は、理論的には正しいが、税執行上の困難さを考えれば好ましくないと思う。

[二重課税の調整により議論を深める必要があるとする意見]

配当課税につき、二重課税を調整していない米国で株式市場が最も発展していることは興味深い。二重課税においては、1回目は当期課税であるが、2回目は分配時期をタックス・ペイヤーが選択できるため、結果的に二重課税の方がトータル・コストを低くすることができる可能性がある。こうした観点も含めて、日本においても、二重課税について議論していく必要があるろう。

二重課税について全く調整していない米国が、最も株式市場が発達しており、個人投資家の比率も非常に高いことは不思議である。キャピタルゲイン課税のあり方が影響を与えているのかもしれない。

米国や日本の場合、二重課税といっているが、当期二重課税ではないため、課税の繰り延べを出来る点で一重課税より実質的に有利であるなど、外形だけで判断できるほど簡単な問題ではない。また、二重課税であるがために、一重課税のドイツのようにキャピタルゲインを非課税にするという理屈が立たない。

仮に税引き後利益が留保されることによって株価が上がると考えると、キャピタルゲインについても、一種の二重課税が生じたと考えられないか。

負債利子控除について、借金と資産でトータル・ゼロの時、ゼロから生れる所

得はゼロであり、マイナスの所得は生れない。従って、二重課税にはなっていないというのが国際的認識である。

個人の二重課税については、配当額が少なく問題にならないケースが大半と考えられるが、これを改善した場合、個人投資家層を広げる効果はあるのか。そもそも、一般投資家はキャピタルゲイン目当てが多く、配当を重要なキャッシュフローとは考えていないのではないか。

(2) みなし配当課税

みなし配当については、13年度税制改正の結果、問題が個人株主の公開買い付けの場合にほぼ限定されている。

株主利益の増大に寄与する自己株式消却を活性化するために、自己株式消却時のみなし配当課税の課税停止措置の恒久化が必要である。

5. 資産流動化・集団投資スキーム

資産流動化・集団投資スキームについては、課税方式の複雑さを問題点として指摘する意見が多く示された。また、支払配当の損金算入要件の整合性や、登録免許税、不動産取得税等の不動産流通税の軽減を求める意見があった。このほか、ファンド課税のあり方について今後幅広い検討が必要との意見があった。

(1) 課税方式の複雑さ

集団投資スキームについて、投資信託、投資法人、特定目的信託、特定目的会社の各種スキーム毎に税制が区々で複雑である。適用される税制が何を根拠にして決定されるのか（例：運用対象や商品性など）が分かりにくい。

金融商品等への投資に関して、投資信託、投資法人などの集団投資スキームを利用した場合やスキームを通じず原資産に直接投資した場合の課税の仕組みを比較すると、株式、公社債、不動産などいずれの投資対象についても、投資形態毎に課税の仕組みは区々となっている（別表2ア参照）。

例えば、同じ株式投資でも、投資信託を通じた場合は「配当：源泉分離20%、譲渡益：非課税」に対し、投資法人の場合及び直接投資した場合は「配当：源泉分離選択、譲渡益：課税」が原則となっている。投資対象が同一の場合は、例えば株式投資信託への課税方式を、原資産への課税方式（投資法人及び直接投資の場合の課税方式）に合わせるなど、同一の課税方式に統一した方が分かり易いとも考えられる。

もっとも、例えば、現行の株式投資信託への課税はインカムゲイン、キャピタルゲインを合算して20%の源泉分離課税で完了するなど、個人のリスク資産への投資を促進するような簡易かつ相対的に税率の低い課税方式となっており、一概に課税方式を統一すればよいというものでもない。

集団投資スキーム間の整合性のみにとらわれず、投資商品の多様化、運用リスクの分散化といった同スキームの経済的意義を踏まえ、投資家の立場に立って税制を検討することが重要。

資産流動化・集団投資スキームが整備されたにも拘わらず、利用がさほど活発でない背景として、税務事務負担も指摘可能。例えば、実務的な観点からすれば、信託財産課税のある特定目的信託や投資信託を利用した場合、SPCや投資法人と異なり全国に支店を有する受託者（信託銀行）が納税者となるため、地方税の申告手続きが煩雑となり、場合によっては受託者の全支店で地方税申告を行なう必要が生じることが挙げられる。

（２）支払配当の損金算入要件

法人が株式に直接投資した場合、受取配当の益金不算入措置がある一方、投資法人を経由して株式投資を行なった場合、投資法人及び投資を行なった法人自身において益金不算入措置が手当てされていないのは問題ではないか。

集団投資スキームのビークルへの課税について、支払配当の損金算入など課税上の特例を得るために満たすべき要件（例えば同族要件など）を、実務上の観点から見直し、税務リスクを遮断する必要があるのではないか。

特定目的会社と特定目的信託への支払配当損金算入要件について、両者の同族要件の規定内容に差異が存在（別表２イ参照）。ほぼ同一の経済効果を持つスキームにおいて、損金算入要件の充足、未充足の食い違いが生じており、何らかの手当てが必要ではないか。

比較的小規模の対象資産を流動化する流動型スキームでは、小人数に売却した方が低コストで効率的なケースもあるが、このような場合に支払配当の損金算入要件をクリア出来ないケースもあるため、改善する必要がある。

（３）不動産流通税

[不動産流通税の軽減、廃止を求める意見]

不動産の証券化を推進する観点から、SPCや会社型投資信託等に係る不動産流通税の非課税化を検討してはどうか。また、不動産を投資対象とする場合、配当可能利益（90%以上の配当が支払配当の損金算入要件）を不動産特有の設備更新等の大規模修理コストを差し引いた収益としてはどうか。

SPC、投資法人等は、企業の保有資産の有効活用、資金調達・運用手段の多様

化に資する導管体である。現状の低金利下では税負担が重いため、例えば登録免許税は一定額あるいは段階的な賦課とした方がよいのではないか。

資産流動化・集団投資スキームを利用して不動産投資あるいは不動産流動化を行なう場合の登録免許税及び不動産取得税について、13年度税制改正により一定の軽減措置が講じられたものの、投資取引に係る流通税としては高率であるため、見直す必要があるのではないか。

(4) ファンド課税のあり方

ファンド課税を横断的に取り扱うような制度整備が必要ではないか。すなわち、passive income あるいは分配率の観点に立って、SPC等のファンドにつき一重課税を認めるか否かの基準を定めてはどうか。

SPCは、用途を債権流動化に限定するという制約(ムチ)の一方で、課税の優遇措置、最低資本金引下げという特典(アメ)を与えられている。また、信託方式も、SPC法の中で利用すれば、受益証券が有価証券化する(広く市場で流動化が可能)、集団的権利行使が行えるというメリットが付与されている。

信託受益権が有価証券化した結果、税務上の優先劣後の取り扱い、減価償却の主体が明確化したという意義もある。

日本においては、税法上の「法人」の定義について、商法など私法に依存しており、税の観点から法人を新たに定義し直すことが必要ではないか。

6. 金融新技術（タックス・シェルター）

金融新技術については、金融取引を利用した課税逃れ（タックス・シェルター）に関して、課税の中立性等の観点から課税庁等の関係者が対応を検討することが必要との意見があった。その中でも、課税の透明性を高める観点から、事前照会制度の整備が有効との指摘があった。

[タックス・シェルターへの対応を求める意見]

金融取引に関する課税問題を議論する際には、金融取引を利用した課税逃れ（タックス・シェルター）について検討することが必須である。米国等の例をみても、課税逃れの蔓延に対しては、立法上、判例上で厳格な対応がなされている。日本においても裁判で問題となるケースが出現しており、課税の中立性や消費者の保護の観点から、企業、金融機関、課税庁などの対応をしっかりと検討するべきである。

1990年代に米国で課税逃れの金融商品が非常に発達した。現在、デリバティブを単純に利用したような商品はほとんどなく、複雑にネットワークを組み合わせ、国際的なストラクチャーを作るといった手法がとられている。

近年日本にも、米国において開発された課税逃れの手法がモディファイされて流入してきており、税執行当局はじめ関係者は十分情報を収集する必要がある。

タックス・シェルターの定義は法律上の観念ではない。課税の抜け穴探しをされないためにも法律上明示的に規定すべきではない。結局、新たな経済的行為を行わないにも拘わらず税金が減額されるケースについて、個々に abusive か否か、裁判所が判断していくしかないと考えられる。

[事前照会制度の有効性を指摘する意見]

課税逃れの金融商品により利用者に不利益が生じないよう、金融機関、企業が十分注意するとともに、課税庁としても事前照会制度（ノー・アクション・レター制度）の整備等により、金融商品への課税の透明性を高める必要がある。

ファンド課税の横断的な取り扱い、特に passive income の取扱いは、課税逃れとも関連するが、事前確認という手続を積み上げることにより、実務的に解決していくことが妥当と考えられる。

7. 企業税制

金融に関する企業税制については、企業経営の効率性向上の観点から、連結納税制度の早期導入を求める意見が多く出された。その他、外形標準課税のあり方について検討が必要とする意見や、持株会社設立や会社分割に係る登録免許税の減免が必要とする意見が示された。

また、我が国企業の国際的な競争力を確保するために、海外における海外子会社向け貸出に係る利子源泉税の廃止へ向けた取組みや、外国税額控除制度の充実、タックス・ハイブン税制の見直しを求める意見が出された。

その他、企業活性化や労働市場流動化等の観点から、ストック・オプション税制の促進、確定拠出年金の従業員拠出非課税限度額等に関する意見が示された。

(1) 連結納税制度

連結納税制度について、米・仏との比較、及び日本における導入に当たって現在俎上に上っている検討内容をまとめてみた（別表3）。

[連結納税制度の早期導入を求める意見]

連結納税制度は、企業グループ内の損益を通算することにより、組織変更や再編に対する税制の中立性を確保するものであり、企業経営の効率性向上、国際競争力の維持強化を図る必要から早期導入が望まれる。

企業の組織再編を促進するため、連結納税制度の早期導入が望まれる。

企業組織再編における税の中立性を確保する観点から、連結納税制度を平成14年度からなど早期に導入すべきである。導入に当たっては、効果的な連結範囲、連結手法、簡便な申告手続等に留意する必要がある。

[連結納税制度導入にあたっての検討点についての意見]

連結納税制度の対象となる子会社については、同制度の早期導入のためにも、100%子会社に限定するとの考え方が示されたが、例えば従業員持株会など例外

的な株主は除外して考えてはどうか。

地方税については、現在連結納税制度の導入が検討されておらず、むしろ事業税を連結納税制度の導入を機に外形標準課税化しようとの意見が多いが、これでよいか。

電力、生保等の一部業種については、既に外形標準課税になっている。また、生保には7%最低課税制度があり、連結納税制度を導入する上で問題となる懸念もある。一部業種の特別取り扱いについては、連結納税制度の議論の中で、再度検討する必要があるのではないか。

(2) 外形標準課税

日本では欠損法人が全法人の約7割を占める(バブル時のピークですら約5割)。今後、こうした欠損法人を含めて、如何に課税ベースを広げるかが問題となる。例えば、事業税の外形標準課税化等を推進すべきではないか。

外形標準課税について、赤字法人であっても課税対象とする総務省の提案は、広く薄く課税するという点でリーズナブル。なお、巨大な設備産業に税負担が偏る償却資産税については見直しが必要ではないか。

現在の事業税の中での外形標準課税の議論では、次にどの業界を狙い撃ちにするのか、それこそが地方自治だという曲解すら招きかねない。金融分野のみならず税体系の根幹にも係わるので、課税手法についてはより慎重に検討すべきではないか。

(3) 持株会社設立、会社分割に係る登録免許税

持株会社の設立に係る登録免許税については軽減措置が講じられたものの、いまだに負担は重い。軽減措置の恒久化、さらには、完全な非課税化を図る必要があるのではないか。

会社分割による不動産の所有権、抵当権の移転に関して、多額の登録免許税が課されるが、見直しが必要ではないか。

(4) 海外子会社向け貸出への利子源泉税

グローバル・ベースの連結経営強化の観点から、連結納税制度、持株会社税制、海外子会社向け貸出への利子源泉税、タックス・ハイブン税制等を十分検討する必要がある。例えば、先進国では、海外関係会社宛ローンに係る利子源泉税を課さないケースもあり、二国間でもよいので、利子源泉税の廃止を実施してはどうか。

連結ベースで資金管理を集中化・効率化するとともにクロスボーダーでの資金移動の柔軟性を確保することにより、グローバル・ベースでの資金管理が可能となる。その際問題となるのが海外関係子会社に貸付けを行った場合、海外で利子源泉税が課され、コスト負担が生じることである。欧米諸国では免税になる場合が多く、我が国企業の競争力が相対的に大きく低下しているため、今後租税条約等の中で見直す必要があるのではないか。

(5) 外国税額控除制度

金融機関も含めた企業の国内における収益環境が厳しいなか、企業の海外進出をサポートする観点から、外国税額控除制度を充実させること（限度超過額の繰越し期間の延長<3年 5年>等）が必要ではないか。

(6) タックス・ハイブン税制

[タックス・ハイブン税制の見直しを求める意見]

グローバルな事業展開を行なった際の中立性やコスト面、利便性等を勘案すると、タックス・ハイブンの利用価値は高い。これを有効活用するためにも、我が国のタックス・ハイブンに係る税制のうち、他国企業との競争条件を劣後させている内容(例えば、欠損金の所得通算が認められない点、あるいは、タックス・ハイブン対象国の基準設定の硬直性)について再検討する必要がある。

タックス・ハイブン対象国について、例えば日本における実効税率の2分の1を下回る国に限定するなど、よりフレキシブルに設定する必要があるのではないか。

我が国に進出する外資系証券会社がタックス・ハイブンに本拠地を構える場合

が多いことは健全とは言えないのではないか。タックス・ヘイブン対策税制の強化が必要ではないか。

(7) ストック・オプション税制

[ストック・オプション制度の促進を求める意見]

企業活性化や競争力回復のためには、役員賞与の損金算入を認め、ストック・オプション制度の拡充を促進してはどうか。

グループ全体の求心力を高めるためには、子会社の役員、従業員に対してその親会社や持株会社等の株式についてもストック・オプションの対象としてはどうか。

ストック・オプションをインセンティブ報酬として用いれば、役員1人当たりの生産性が上がると共に企業統治の強化に役立つと考えられる。税制面でもインセンティブ報酬が100%非課税となるように仕組みればストック・オプション制度がより浸透するのではないか。なお、現行の商法では、発行済株式数に占める割合について制限があり、発行の障壁になっていることも検討課題と考えられる。

ストック・オプション制度に関して、子会社の役員・従業員に親会社のストック・オプションを与えると、自社(子会社)よりも親会社の利益を最優先するインセンティブが働いてしまう。このため同制度導入の際には、当該子会社に限定したところ。現在、商法上の位置づけや企業統治の観点から整理がされつつあり、親会社の場合でも容認するか否か検討しているところ。

[ストック・オプション制度の促進に対し、検討点を指摘する意見]

ストック・オプション税制に特典を与えると、勤務先が株式を発行していない給与所得者(給与全額に課税される)との平仄が取れないのではないか。

ストック・オプションがインセンティブ報酬の唯一の方法ではない。要は、わが国の1人当たりの生産性を上げるために、如何にインセンティブを与えられるかという目標に対し、何ができるかということを実際に議論すべきである。

(8) 確定拠出年金の従業員拠出非課税限度額等

[非課税限度額の引き上げを求める意見]

確定拠出年金制度の従業員拠出非課税額の上限が米国に比べ余りにも低く、同制度への加入のインセンティブに成り得ないのではないかと、労働市場の流動性を確保するためには、上限を引き上げるべきではないか。

日本においては、確定拠出型年金の従業員拠出の非課税限度額が低過ぎる。労働市場を流動化するためにはインセンティブを十分に与えるべく、限度額を引上げる必要がある。

[外部委託費に係る消費税、印紙税に関する意見]

業務のアウト・ソーシングを進める際、貸出金利収入など消費税非課税対象が売上に占める割合の高い業種等では、仕入税額控除が制約されコスト増になると予想される。人件費に代替する性格の外部委託費等については、消費税の非課税化が望ましい。

企業体全体として、アウト・ソーシング化による経営の効率化と消費税負担増によるデメリットを比較・検討すべき話ではないか。

印紙税について、課税文書と不課税文書の区別の不明確さや電子商取引の普及によるペーパーレス化などの課題を踏まえ、廃止を念頭に置いた大胆な見直しが必要である。

CP については、ペーパーレス化のための法律が成立したところであるが、このような課税文書の発行を伴わない取引については、当然に印紙税は課されないことを明確にし、さらに、証券取引全体のペーパーレス化の進展に合せて、印紙税の廃止に向けた検討を開始すべきである。この場合、ペーパーレス化による印紙税の減収分を他の租税措置(例えば源泉徴収)などで補うような手当てはなされるべきではない。

8 . 税務執行体制

税務執行体制については、納税者番号制度の導入に前向きな意見が多く提示されたが、同時に導入に伴う官民双方のコスト負担等について検討が必要との指摘がなされた。

また、金融商品の複雑化に対応し税務上の解釈を明確に示すための事前照会制度の導入や、徴税コスト削減の観点から ITの活用について提案があった。

(1) 納税者番号制度

[納税者番号制度の導入の各国比較]

納税者番号制度は、米国、北欧諸国等で導入されている一方（別表4）、独国、仏国、英国^(注)においては導入されていない。

（注）英国には、税務当局内部で納税者を整理するための付番制度（tax payers reference number）が存在するが、金融取引や商取引時の告知・記載義務は課されておらず、米国等の納税者番号制度とは性格が異なる。

[納税者番号制度の導入に前向きな意見]

納税者番号制度は、税の公平性の観点からすると非常に優れた制度である。導入時における民間のシステム開発等のコスト、徴税サイドのコストを十分勘案して、どのタイミングで導入するのが適当かを決断することが重要。また、その導入コストに対しては、税制面での優遇措置を導入すべきである。

プライバシーの保護については、税務当局と納税者、税務当局と他の行政当局、納税者と資料提出義務者等、様々な当事者間について検討が必要だが、税法、行政機関個人情報保護法、個人情報保護法のなかでかなり整理されてきていると思う。

納税者番号制度の導入には初期コストが掛かる、面倒くさいという意識が極めて強く、それはそれで理解できるが、一旦導入してしまえば長期的なコスト削減に繋がると考えられるし、手間もかからないのではないか。

本人が自らの所得を把握するためには、納税番号制度の導入が必要である。

既存のインフラを活用して、納税者番号制度を導入してはどうか。 G7の中で最も GDP に対する税収割合が低く、かつサラリーマンの3分の1が納税していない現状を踏まえれば、徴税コストが多少嵩んだとしても、結果的に税収は増加すると考えられる。

納税者番号制度の導入にコストがかかるのであれば、そのコスト負担にこそ税務上の優遇措置を講ずるべきである。

[納税者番号制度の導入に当たっての検討点を指摘する意見]

納税者番号制度の導入時のコストについて、民間サイドと行政サイドともに多額の費用が見込まれるため、導入する際に同制度を如何に多岐に亘って利用し、トータル・コストを低減するかを検討しなければならない。

納税者番号制度は、公平性の観点からみれば導入することが妥当であるが、実務上は徴税コストを増加させるおそれがある。

納税者番号制度の導入は、理念として何ら反対するものではないし、源泉徴収が廃止されれば、副次的な効果として資金運用の利回りも改善する。もっとも、その導入コストを考えると二の足を踏んでしまうのが正直なところ。

納税者番号制度の導入に際し、重要な前提条件として、二重付番がないこと、全国一連番号で生涯変更がないこと、などが考えられるほか、付番後、住所・氏名等の異動が正確に捕捉できること、大多数の個人、法人を網羅していることも必要である（わが国においては、年金番号方式、住民基本台帳方式などが有力視されている、別表5、6）。

納税者番号制度は、適正な課税を担保するためにはメリットがあるが、一方で課税強化につながりかねないなどのマイナス・イメージもあり、プライバシー問題やシステム構築コストの問題も含めて、国民的議論を経てコンセンサスを得ていくべき。

[納税者番号制度を導入した場合の徴税方法に関する意見]

諸外国の例をみても、納税者番号制度を導入したからといって源泉徴収を全く

止めてしまうことはあり得ない。一旦源泉徴収した上で、申告により返戻するというやり方が好ましいのではないか。

(2) 事前照会制度の導入、ITの活用等

[事前照会制度の導入を求める意見]

新金融商品は複雑・高度化しており、税務上の取扱いが微妙な場合が増加している。行政の裁量を排除し、税務リスクを遮断するために、米国に設けられているような事前照会制度の早急な整備が望まれる。

今後、高度な金融商品、サービスの提供や時価会計の導入などに伴い、金融機関が的確に税制を解釈するにはノー・アクション・レター制度が必要となる。行政側の恣意的な判断が入らないよう明確な解釈を示すことが、日本全体における税務コストの低減という観点から、極めてメリットがあるのではないか。

[ITの活用を求める意見]

長期的な観点からみると、ITを活用して極力行政の徴税コストを削減することが必要である。

納税の順法性をチェックする公務員が削減される中、国民の課税に対する公平感や信頼性を損なわないためには、ITを活用して簡素な税制を構築する必要がある。特に、取引が大量で加速化が進む金融市場においては、納税者番号制度が有用と考えられる。ただし、その前提として、最大の課題であるプライバシー保護を図るため、個人情報保護基本法などによる税制情報制度の密閉化が必要である。

[その他の意見]

キャピタル・ロスを利用した租税回避の議論は、現行の累進度合いの高い所得税率を前提としており、租税回避防止には累進税率を緩やかにすることが有効。

本格的に時価会計が導入されてくると、株式に係る配当、譲渡損益、時価評価に伴う損益をどのような形で課税するか、課税当局としても理論武装が必要になるのではないか。

以 上

個人投資家の株式投資に係る税制の各国比較

| | 日 本 | 米 国 | 英 国 | 独 国 | 仏 国 |
|-------------|--|--|---|--|---|
| 所得税率 | 10, 20, 30, 37% (4段階) | 15,28,31,36,39.6% (5段階) | 20, 23, 40% (3段階) | 税額算出式により課税所得算出。 51～22.9%迄の税率(引下げの方向) | 10.5, 24, 33, 43,48, 54% (6段階) |
| 納税者番号 | なし | あり | なし | なし | なし |
| キャピタル・ゲイン課税 | 申告分離課税と源泉分離課税の選択制 申告分離譲渡益に26%の税率で課税 源泉分離譲渡代金に1.05%の税率で課税 | 原則として総合課税。長期キャピタル・ゲインに対して優遇税率(20%。通常税率が15%の場合は10%)を適用 | 総合課税。10, 20, 40%の3段階の税率で課税。7,200 £ (約125.5万円)の非課税枠(2000年度現在)及び保有期間に応じた段階的控除制度あり | 原則として非課税。但し、営業用資産としての株式の譲渡大口取引保有期間1年以内の譲渡の場合には総合課税。(2002年から一部見直し) | 申告分離課税。税率は26%(うち10%は社会保障諸税)。ただし、年間譲渡総額5万フラン(約84.1万円)までは非課税。 |
| 損益通算 | キャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス間でのみ通算可能 | 年間3,000ドル(約35万円)を限度に他の所得との通算可能 | キャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス間でのみ通算可能 | は他の所得との通算可能。はから生じた損益内でのみ通算可能 | キャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロス間でのみ通算可能 |
| キャピタル・ロスの取扱 | 翌年以降への繰越は認められない | ロスが無くなるまで、無期限に繰越可能 | ロスが無くなるまで、無期限に繰越可能 | ロスが無くなるまで、無期限に繰越可能 | 5年間に限り繰越可能 |
| 株式投資優遇制度 | なし | なし 但し、IRA(注1)及び確定拠出型年金への拠出金に対する所得控除、運用益非課税などの優遇制度あり | ISA(注2) ISA内の有価証券から生じる配当、利子及びキャピタル・ゲインは非課税。 年間預入限度額は7,000 £(maxi ISA、約122万円)又は3,000 £(mini ISA、約52.3万円) | 貯蓄者控除制度 配当と利子の年間合計6,000DM(約33.8万円)までが非課税 財産形成制度 年間所得3.5万DM(197.3万円)以下の者に株式投資額の20%の奨励金(限度額800DM(約4.5万円))支給 | PEA(注3) PEA内で再投資される配当は非課税。キャピタル・ゲインは保有期間に応じて非課税等の優遇措置あり |

(注1) IRA (Individual Retirement Account) = 個人退職(貯蓄)勘定

(注2) ISA (Individual Saving Account) = 個人貯蓄口座

(注3) PEA (Plan d'Epargne En Actions) = 株式貯蓄計画

(ア) 資産流動化・集団投資スキーム商品への課税(概要)

| | ビークル | 課 税 関 係 | |
|------------|-------------|------------------|------------|
| 株 式 投 資 | 投資信託 | 配当所得(源泉分離 20%) | 受益証券譲渡益非課税 |
| | 投資法人 | 配当所得(源泉分離選択課税) | 投資口譲渡益課税 |
| | スキーム外(直接投資) | 配当所得(源泉分離選択課税) | 株式譲渡益課税 |
| 公社債 投 資 | 投資信託 | 利子所得(源泉分離 20%) | 受益証券譲渡益非課税 |
| | 投資法人 | 配当所得(源泉分離選択課税) | 投資口譲渡益課税 |
| | スキーム外(直接投資) | 利子所得(源泉分離課税 20%) | 公社債譲渡益非課税 |
| 不動産 投 資 | 投資信託 | 配当所得(総合課税) | 受益証券譲渡益課税 |
| | 投資法人 | 配当所得(源泉分離選択課税) | 投資口譲渡益課税 |
| | スキーム外(直接投資) | 不動産所得 | 不動産譲渡益課税 |

(イ) 特定目的会社・特定目的信託における支払配当の損金算入要件の概要

| 特 定 目 的 会 社 | 特 定 目 的 信 託 |
|---|--|
| <p>1. 次のいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) その発行(公募に限る)をした特定社債権の発行価額の総額が1億円以上であるもの</p> <p>(2) その発行した特定社債権が適格機関投資家のみによって引き受けられたもの</p> <p>(3) その発行した優先出資証券が50人以上の者によって引き受けられたもの</p> <p>(4) その発行した優先出資証券が適格機関投資家のみによって引き受けられたもの</p> <p>2. 事業年度終了時に同族会社に該当しないこと(「1.(1)又は(2)に該当する場合を除く」)</p> | <p>1. 次のいずれかに該当するものであること</p> <p>(1) その発行者の発行に係る受益証券の募集が公募であり、且つ発行価額の総額が1億円以上であるもの</p> <p>(2) その発行者の発行に係る受益証券が50人以上の者によって引き受けられたもの</p> <p>(3) その発行者の発行に係る受益証券が適格機関投資家のみによって引き受けられたもの</p> <p>2. 計算期間終了時に同族特定信託に該当しないこと</p> |

連結納税制度についての米・仏比較と日本における導入時の検討方向

| | 米国 | 仏国 | 日本の検討方向 |
|-----------|---|---|---|
| 基本的な仕組み | 単一主体概念 | 個別主体概念 | 個別会社は、確定決算に基づき現行法にしたがって所得計算。その結果を親会社に合算し、連結所得計算で必要な調整を行い、損益通算して連結課税所得金額を算出。 |
| 連結対象法人 | 80% | 95% | 100% |
| 納税義務者 | 各社が総額につき支払義務。親会社は代理人。 | 親会社が納税義務。子会社は個別申告を限度とした義務。 | 親会社が代理人として納税義務。子会社は個別申告の場合の納付税額を限度に連帯納税義務。 |
| 申告書 | 親会社が連結納税申告書を作成・提出。子会社は個別申告書を親会社に提出。 | 子会社は個別申告書を作成・提出。親会社は連結納税申告書を作成・提出。 | 米国に同じ。 |
| 納税額(分担) | 合意による。 | 合意による。 | 個別申告した場合の税額を基準とするが任意選択。 |
| 適用要件 | 継続適用を要件に任意 対象とするグループ会社は強制加入。 | 5年毎に更新 対象とするグループ会社は継続適用を要件に任意 | 米国に同じ。 仏国に同じ。 |
| 事業年度、会計方法 | 事業年度は統一。会計方法は統一不要 | | |
| ペナルティー | 親会社に支払義務。但し、子会社に原因のあるものは親会社は支払請求。 | 親会社に支払義務。負担方法は親子会社間の契約による。 | 支払義務は親会社。当該行為を行った子会社も支払義務。 |
| 各種計算規定等 | すべて連結ベース | 連結ベースは限定的 | 個々の規定毎に個社ベースか連結ベースか適切なものを適用。 |
| 内部取引損益消去 | 原則消去 | 棚卸資産は簿価取引。贅沢資産は課税取引。 | 原則消去。但し、棚卸資産は例外的に任意。 |
| | 売手側繰延 寄付行為は投資概念 | 連結により消去 | 内部取引に寄付金の概念なし |
| 繰越欠損金等 | S R L Y、子会社の繰越欠損金は当該子会社の連結納税参加後の利益に対してのみ相殺可能。脱退時には子会社に引き継がれる。 | 子会社の繰越欠損金を当年度の所得と相殺後、連結所得に加算。脱退時には親会社が控除。 | 米のS R L Yに準拠。資産の含み損については範囲を限定して控除を制限。 |
| 投資修正 | 実施。 | 実施せず。 | |
| 加入・離脱 | | | 恣意的なものを排除する規定を設定。離脱時に損金の二重排除を回避するための調整計算。 |

各国における納税者番号制度の状況

| 国名 | 番号の種類 | 適用実務 | 付番者(数) | 人口(万人) (1998年現在) | 付番維持 管理機関 | 付番の根拠法 | 実施年 |
|---------|-----------------------|----------------------|--------------------------------|---------------------|--------------|---------------------------|-------|
| アメリカ | 社会保障番号 (9桁) | 税務、社会保険、年金等 | 約3億8,100万人(累積数) (1997年現在) | 約2億7,056 | 社会保険庁 | 社会保障法 | 1962年 |
| カナダ | 社会保険番号 (9桁) | 税務、失業保険、年金等 | 約3,153万人 (累積数) (1997年現在) | 3,030 | 人的資源開発省 | 失業保険法 | 1967年 |
| デンマーク | 統一コード (10桁) | 税務、年金、住民管理、諸統計、教育等 | 全住民 | 530 | 内務省中央個人登録局 | 個人登録に関する法律 | 1968年 |
| スウェーデン | 統一コード (10桁) | 税務、社会保険、住民管理、諸統計、教育等 | 全住民 | 885 | 国税庁 | 人口登録制度に関する勅令・政令 | 1968年 |
| ノルウェー | 統一コード (11桁) | 税務、社会保険、諸統計、教育、選挙等 | 全住民 | 443 | 登録庁 | 人口登録制度に関する法律 | 1970年 |
| 韓国 | 住民登録番号 (13桁) | 税務、社会保険、旅券の発給等 | 全住民 | 4,643 | 内務部 | 住民登録法 | 1993年 |
| シンガポール | 統一コード (1文字8数字) | 税務、年金、車両登録等 | 全住民 | 387 | 内務省 国家登録局 | 国家登録法 | 1995年 |
| イタリア | 統一コード (文字及び数字の組合せ) | 税務、諸許認可等 | 約5,000万人 (1997年現在) | 5,852 | 財政省 | 納税者登録及び納税義務者の納税番号に関する大統領令 | 1977年 |
| オーストラリア | 統一コード (9桁) | 税務、所得保障等 | 約1,250万人 (1996年現在) | 1,875 | 国税庁 | 1998年度税制改正法 | 1989年 |

わが国における個人付番方式の比較

| | 年金番号方式 | 住民基本台帳方式 |
|----------------|---|--|
| 根拠規定 | 国民年金法施行規則（厚生省令） | 住民基本台帳法 |
| 付番機関 | 社会保険庁 | 市町村 |
| 付番対象者 | 公的年金加入者等（外国人も含む） | 居住者（外国人を除く） |
| 保有情報 | 番号 + 氏名、生年月日、性別、住所、公的年金加入情報 （注）住所の変更は、本人の届け出による。 | コード + 氏名、住所、性別、生年月日等 |
| 他の行政機関に提供される情報 | なし | コード + 氏名、住所、性別、生年月日 付随情報（変更年月日、変更理由） |
| 番号カード | なし | 本人の申請により発行 （注）住民基本台帳カードの様式その他必要な事項は、 自治省令において規定 |
| 目的 | 公的年金の制度運営の一層の適正化 ・年金未加入者問題への対応 ・供給調整の適正化 ・行政サービスの向上（年金相談・年金裁定） | ・住民基本台帳事務の簡素化・効率化（転入・転出事務等） ・国による行政機関等への情報提供 法令上明確に規定された分野に利用を限定 |
| プライバシー保護規定 | 個人情報保護法 | ・根拠規定の中に厳格な保護措置 ・平成11年8月改正時、施行に当たっては、政府は個人情報保護に万全を期するため、速やかに所要の措置を講ずるものとする旨の規定が加えられた。 |
| 民間での利用 | 加入者本人に、他に利用されないよう注意を喚起 | 民間による利用を禁止 |
| 検討・実施状況 | 平成8年4月 システムテスト 10月 付番対象者の確認 12月 対象者へ番号を通知 平成9年1月 制度実施 | 平成8年3月 研究会が最終報告を発表 9年6月 住民基本台帳法の一部改正試案公表 10年3月 同法一部改正法案を国会に提出 11年8月 同法案、参議院で可決・成立 14年8月までに同法施行（一部は16年8月までに）、付番実施 |

納税者番号としての個人付番方式のメリット・デメリットの整理

| | 年金番号方式 (基礎年金番号) | 住民基本台帳方式 (住民票コード) |
|-----------|---|--|
| 法律上の根拠 | 国民年金法施行規則(厚生省令)に依っており法律上の根拠はない | 住民基本台帳法本則に規定あり |
| 対象範囲 | 公的年金加入者(含外国人)に限られる | 本邦居住者、但し外国人を除く |
| 民間の利用 | 特に規制なし | 現行法制上は民間利用禁止 |
| 異動情報とのリンク | 住所の変更は本人の届け出による | 住所変更・改姓等の異動情報を正確に把握可能 |
| 国民の抵抗感 | 年金という受益を伴う分野で利用されているため、比較的円滑に受け入れられる可能性あり | 各種行政サービスに利用できるICカード発行が予定されており、受け入れられる素地が醸成されつつある |